

○不利益処分についての不服申立てに関する規則

(平成 9 年 4 月 4 日 公平委規則第 2 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 8 条第 7 項及び第 51 条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）について審査、請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手續及び審査の結果執るべき措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(規則の準用)

第 2 条 不利益処分についての不服申立てに関する規則については、筑後市公平委員会規則(昭和 46 年公平委員会規則第 2 号)の全部を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。